

# 在宅避難啓発イベント企画運営業務委託実施要領

## 1. 事業の概要

### (1) 契約予定件名

在宅避難啓発イベント企画運営業務委託

### (2) 目的

本業務は、日ごろ防災に関心が薄い区民(主にファミリー層)に対し、イベントを通じて震災時における在宅避難の啓発を行うこと。また、当日同会場で本契約とは別に行われる地区の防災における課題等解決を目的として行う区職員と町会長等の防災リーダーとの意見交換会議(ワークショップ)の観覧ひいては会議体への参加者数を増加させることを目的とする。

### (3) 業務内容

業務については、以下の内容とする。なお、以下は予定の内容であり、細部については変更となる場合がある。

- ① イベントの全体構成、企画及び運営
- ② イベントブースの設営・撤去
- ③ イベント広報物の作成及び印刷
- ④ イベントの広報
- ⑤ 参加人数の集計等実施報告書の作成

### (4) イベント開催日(予定)

令和8年1月17日(土) 11時から15時まで

なお、(2)目的にある意見交換会議の開催日時及び開催場所は以下の通り

開催日時 同日 13時から15時まで

開催場所 烏山区民センター集会室

### (5) 契約期間(予定)

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

### (6) 契約者決定の方法

公募による「企画提案等審査」による。

### (7) 提案限度額

① 4,545,890円(消費税込み)

上記提案限度額(①)に加え下記経費に対する費用を加えることができる。

なお、各科目における上限及び説明は下記の通りとする。

② 報償費(100,000円)

役務の提供等に対する謝礼に要する経費

③ 消耗品費(20,000円)

短期間又は一度の使用によって費消されるもの、あるいはき損しやすいもの、著しく長時間の保存に耐えない物品の購入に要する経費

④ 印刷製本費(207,900円)

印刷及び製本に要する経費

⑤ 広告料(220,000円)

## 広告掲載等に要する経費

### 2. プロポーザル選定を行う理由

当事業は、日ごろ防災に関心が薄い区民（主にファミリー層）に対し、イベントを通じて震災時における在宅避難の啓発を行い烏山地域全体の防災意識を向上させることを主目的としている。効果的にイベントへの参加を呼びかけ、上記目的を達成するためには事業者の企画能力や経験によって業務の結果に差が生じるため、事業者の資質・アイデア等を公募・評価し、適正な事業者に業務委託を行う。

### 3. 選定スケジュール（予定）

作業内容	実施日
手続き開始の公告	令和7年5月29日（木）
説明書交付・参加表明書受付期間	令和7年5月29日（木） ～6月12日（木）
提案書提出者決定・招請通知発送	令和7年6月19日（木）
提案書提出にあたっての質問期間	令和7年6月19日（木） ～7月3日（木）
質問回答発送	令和7年7月9日（水）
提案書提出期間	令和7年6月19日（木） ～7月17日（木）
一次審査選定作業期間	令和7年7月18日（金） ～8月1日（金）
一次審査選定結果の通知	令和7年8月1日（金）
プレゼンテーション	令和7年8月7日（木）
二次審査選定結果の通知	令和7年8月12日（火）
仕様書調整・打合せ等	令和7年8月15日（金）～8月29日（金）
契約締結	令和7年9月5日（金）

### 4. 参加者の資格要件

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- （2）区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は登録されることに特段の支障がない法人であること。後者の場合は、必要書類（「6 参加表明書の提出内容及び方法（1）内容」を参照のこと）を参加表明書に添えて提出した上で、区から本件の参加資格があることを確認された者であること。
- （3）区から指名停止又は入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- （4）都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- （5）「在宅避難啓発イベント企画運營業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

## 5. 説明書の配付方法

### (1) 配付日時

令和7年5月29日（木）～令和7年6月12日（木）

午前9時～午後5時（※土曜・日曜・祝休日を除く）

### (2) 配付場所

世田谷区ホームページよりダウンロード、または、下記「14. 担当」にて配付

◆世田谷区ホームページよりダウンロードする場合

【URL】<https://www.city.setagaya.lg.jp/02226/25710.html>

## 6. 参加表明書の提出内容及び方法

### (1) 内容（各1部）

①参加表明書（様式1）

②事業者概要及び実績（様式2）

③「登記事項証明書」（発行年月日から3ヶ月以内のもの）

④「法人に関する書類（定款等）」

⑤「会計に関する書類（直近の収支計算書等）」

⑥「納税証明書（法人事業税・法人税・消費税）」（発行日から3ヶ月以内。  
写しも可。）

⑦「都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書」（発行日  
から3ヶ月以内。写しも可。）

※世田谷区の入札参加資格を有している場合は、③～⑥の書類提出を省略することができる。

### (2) 期限

令和7年6月12日（木）午後5時（必着）

### (3) 方法

持参、郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと

### (4) 提出先

下記「14. 担当」あて

### (5) 辞退

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「参加辞退届」（様式3）を提出すること。

## 7. 参加表明書の確認

(1) 本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

(2) 参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を郵送にて通知する。

通知日：令和7年6月19日（木）

## 8. 企画提案書の提出

企画提案書は以下の内容で8部提出すること。

### (1) 提出書類

正本 1部 A4版、両面刷り、文字サイズ12ポイント以上、カラー可、様式は自由だが表紙に、あて名「世田谷区」、タイトル、提出年月、事業者名を記載する。

副本 7部 上記正本と同じだが、表紙、本文等から事業者名が判断できるような記述を除く。

### (2) 提案書内容（様式自由）

#### ①実施体制に関する事項

- ・業務の実施体制（各企画・ブースの運営体制を明確にすること）
- ・区との連絡体制
- ・突発的事項に対する体制
- ・個人情報等の管理体制

#### ②イベント企画案（なお、令和6年度実績及び会場図は別紙のとおり）

- ・特に防災に関心が薄い層もイベントへ足を運びたくなる仕掛け、企画等を提案すること。また、イベントの参加者が楽しみながら防災意識を醸成し、イベント終了後に日常的に当イベントの目的である「在宅避難」が意識できるような内容とすること。
- ・当イベントの主なターゲット層である親子が楽しんで学べる企画を1つ以上提案すること。
- ・全体構成および各企画・ブースを具体的に記載すること。
- ・烏山区民センター前の広場（世田谷区南烏山6-2-19）を効果的に使用すること。なお、広場でステージを設営すること及び烏山区民センターの会議室（集会室を除く）の利用も可とする。
- ・烏山区民センター内で行っている地区の防災における課題等解決を目的として行う区職員と町会長等の防災リーダーとの意見交換会議（ワークショップ）の観覧者数及び会議体への参加者数を増加させるような工夫を盛り込むこと。
- ・シナリオの複数提案も可とし、作業スケジュール案を記載すること。
- ・雨天時のシナリオを提案すること。
- ・広報で使用するチラシ及びポスターの仕様等は以下のとおりとする。なお、その他広報手段については事前に担当課と調整を行うこと。

#### 【チラシ】

A4判（仕様：両面4c コート紙 数量：9,000部）

#### 【ポスター】

A4判（仕様：片面4c コート紙 数量：500部）

A3判（仕様：片面4c コート紙 数量：500部）

B2判（仕様：片面4c コート紙 数量：100部）

B1判（仕様：片面4c コート紙 数量：50部）

校正は少なくとも2回行うこと。なおポスター・チラシのデータ（PDF等）を区に提出すること。

・ターゲットである防災に関心が薄い層が、足を運びたくなるような、又関心を抱くような広報手段を提案すること（SNS等を使用した広報手段も可）

③過去における類似する業務の実績

実施内容、期間、顧客名（可能な範囲で記載）など具体的に記入すること。

④見積書

見積金額は、消費税を含めた総価を記入すること。また、見積金額の内訳として、  
1（7）提案限度額欄の①～⑤を明確に区別すること。

（3）提出期限

令和7年7月17日（木）午後5時まで

（4）提出方法

原則、区が指定する提出先へ電子データにて提出すること。なお、事業パンフレット等、電子データで提出ができない資料については、紙媒体で提出すること。

（5）提出先

下記「13. 担当」あて

9. 提案書の審査方法

（1）審査

「在宅避難啓発イベント企画運営業務委託事業者審査委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて審査する。

①選定委員の構成

11. 審査方法（1）審査委員会のとおり

②審査方法

「在宅避難啓発イベント企画運営業務委託事業者審査要領」に基づき、第一次審査の上位4事業者に対し、第二次審査を行い、評価点の最も優れた事業者を選定委員会の合意により、契約候補者として選定する。

ア 第一次審査

第一次審査提案者の中から、提案書及び見積書により総合的に審査を行い、上位の4事業者を選抜する。

イ 第二次審査

上位の4事業者を招請し、プレゼンテーションを行う。選定委員は「評価判定表」を基に、プレゼンテーションについて評価する。

（2）プレゼンテーションについて（予定）

①説明時間

提案説明及び質疑応答を合わせて20分程度とする。

②資料について

使用する資料は第一次審査で提出した提案書のみとする（PCの使用可）。

③提案者側の人数

3名までとする。

④持ち物

PCを使用する場合は、持参すること。プロジェクターとスクリーンについては、区

で貸し出す。

⑤詳細

日時、場所等当日の詳細については、別途第一次審査通過者に通知する。

(3) 審査基準

①第一次審査

提案書と見積書に基づき書類審査を行う。

ア 実施体制に関する事項

- ・業務の実施体制
- ・区との連絡体制
- ・突発的事項に対する体制
- ・区の要請に応じた柔軟な対応の可否

イ 企画概要、シナリオ提案

- ・企画概要、シナリオ提案力

(日ごろ防災に関心が薄い区民(主にファミリー層)が参加しやすい防災イベント及び当イベントに参加した区民がイベント終了後に、日常的に在宅避難を意識できる端緒となる防災イベントの企画、シナリオの提案)

- ・当防災イベントの意義や地域特性の理解
- ・本イベント及び同日に開催するワークショップの集客の増加に向けた提案力
- ・ターゲットに効果的な広報を行う提案力
- ・作業スケジュール、役割分担の妥当性

ウ 過去における類似する業務の実績

エ 見積金額の妥当性

②第二次審査

提案書に基づき提案者によるプレゼンテーションを行う。

ア 専門技術力(防災イベントに関する知識や企画力)

イ 臨機応変に対応する力(災害やトラブル等の突発的な事項に対し、迅速に対応する能力)

ウ コミュニケーション能力

エ 企画の実現性・有効性

オ 取り組み意欲

(5) 審査結果の通知期日および方法

①結果通知日

ア 第一次審査

令和7年7月28日(月)

イ 第二次審査

令和7年8月12日(火)

②通知方法

文書にて郵送する。

10. 質問の受付及び回答方法

(1) 質問方法

質問書（様式4）により、電子メールの方法とする。

(2) 受付期間

令和7年6月19日（木）～7月3日（木）午後5時（必着）

(3) 提出先

下記「13. 担当」あて

(4) 質問回答方法

令和7年7月9日（水）に、全企画提案書提出者に対し、電子メールにて回答する。

1 1. 審査方法

(1) 審査委員会

合議により審査するため、審査委員会を設置する。別紙審査委員会設置要綱のとおり。

<在宅避難啓発イベント企画運營業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会>

審査委員会の構成員は以下のとおり。

委員長 烏山総合支所長 和田 康子

委員 烏山総合支所副支所長 高橋 裕子

委員 烏山総合支所地域振興課長 荒木 義昭

委員 烏山総合支所地域振興課副参事 小澤 弘美

(2) 審査方法

審査委員会にて、審査基準に基づき提案書及びプレゼンテーションの評価を行う。

1 2. その他留意事項

(1) 本件に関する説明会は実施しない。

(2) 企画提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効のものとする。

(4) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。提出書類の著作権は参加者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は当該提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(5) 提案書提出後においては、原則として提案書に記載した内容の変更を認めない。

(6) 区は企画提案書の内容に拘束されないものとする。選定後、契約内容の仕様については区と選定事業者双方の協議により定める。

(7) 区は、選定した事業者について契約締結が不相当と認められる事由が生じた場合は、選定を取り消すことができる。

(8) 審査終了後、参加者には選定順位を含めた結果を通知する。また、当該案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）は区が公表できることとする。

(9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 契約保証金 免除

(11) 契約書作成の要否 要

(12) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 「14. 担当」に同じ。
- (14) 応募に当たり、知り得た情報については守秘義務を遵守すること。
- (15) 区民センター内の会議室等を利用する場合は、世田谷区立区民センター条例に基づき使用すること。

### 13. 担当

世田谷区烏山総合支所地域振興課地域振興・防災担当 高瀬・堤

住所：〒157-8555 世田谷区南烏山6-22-14 烏山総合支所4階

連絡先：(03) 3326-9249 FAX：(03) 3326-1050

## 別紙

令和6年度実績

実施日時：令和7年1月18日（土）

実施場所：烏山区民センター前広場（南烏山6-2-19）、烏山区民センターホール及びホワイエ

総来場者数：1,300人

実施内容：別添イベントチラシ参照

### 【課題】

- ・ 建物の構造上イベントとしての一体感が生まれづらく広場からホール内への集客が困難
- ・ 防災に関心が薄い層（主にファミリー層）と防災を結びつけるノウハウの欠如

# KARASUYAMA



## 防災フェス in 烏山

冬の巻

おいしい! 楽しい! そして安心を!

令和7年1月18日(土) 午前10時～午後2時 雨天時一部縮小

烏山区民センター(南烏山6-2-19) 千歳烏山駅から徒歩1分

※駐車場はありませんので電車・バスをご利用ください。  
※自転車でお越しの方は、近隣の有料駐輪場をご利用ください。  
(イベント専用の駐輪場はございません)

お問い合わせ せたがやコール ☎ TEL:03-5432-3333 FAX:03-5432-3100

主催: 烏山総合支所地域振興課

詳細は裏面をご確認ください

# 楽しいイベント盛りだくさん!

## ホール内イベント

### 午前の部

●10:00～10:15

オープニングセレモニー

●10:20～10:50

防災講演

「『もしも』は来る。在宅での避難生活教えます」  
(株)世田谷サービス公社 地域防災支援センター所長(防災士) 村上 陽一氏



●11:00～11:15

被災地応援演技

日本女子体育大学チアリーディング部TOMBOYS



TOMBOYS

●11:20～11:50

抽選会

(講演会で配られるクイズ全問正解者の方に、抽選でイベント限定からびん防災グッズプレゼント)

### 午後の部

●12:10～12:40

防災講演

「『もしも』は来る。在宅での避難生活教えます」  
(株)世田谷サービス公社 地域防災支援センター所長(防災士) 村上 陽一氏

●12:50～13:20

被災地応援コンサート

桐朋学園大学学生によるヴァイオリンとピアノのアフタヌーンコンサート

出演者:植田 美桜子(ヴァイオリン)、笠原 優花(ヴァイオリン)、三好 史奈(ピアノ)

●13:25～13:55

抽選会

(講演会で配られるクイズ全問正解者の方に、抽選でイベント限定からびん防災グッズプレゼント)

### 抽選会

各回350名限定

ランタン



ブランケット



各抽選会でランタン10個、  
ブランケット30枚プレゼント!  
※外れた方にも防災グッズの  
プレゼントあり

## 広場内イベント

●石川県、福島県、熊本県による被災地復興物産展

●防災ビュッフェ(防災食の試食)

●キッチンカー

▶Coconut kitchen(ココナッツアイスほか)

▶茶屋 らくう【Chaya LaQoo】(クレープほか)

▶アロハステーション(ロコモコほか)

▶こはく堂(カレーライスほか)

●防災グッズ展示・紹介

●烏山地区での避難所運営活動紹介

●防災に関する行政情報コーナー



石川県



熊本県

からびんも  
遊びに行くヨ!



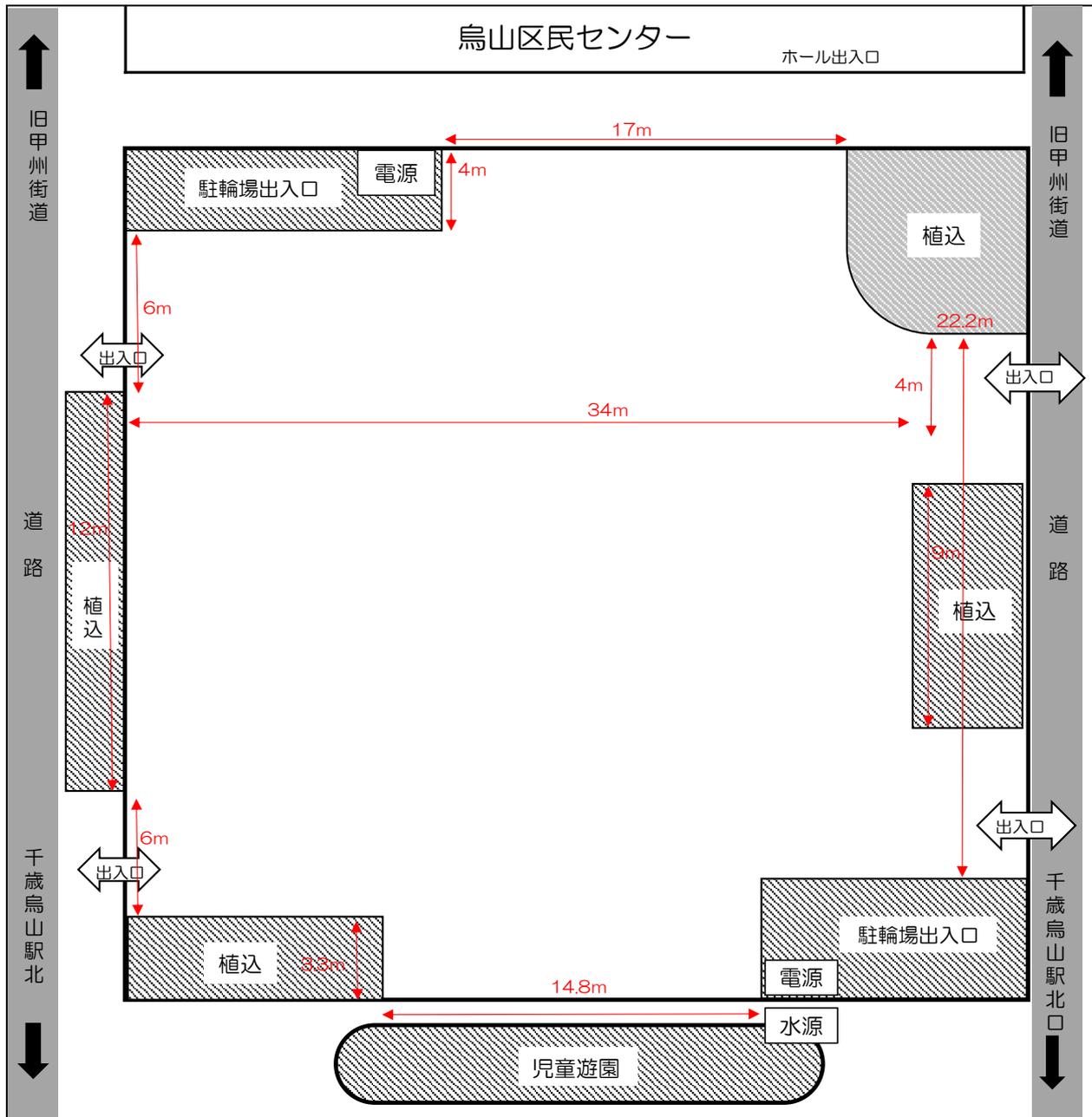
※キッチンカーイメージ図

## その他(ホワイエ)

●今日から始める在宅避難相談・ボランティア紹介コーナー

(世田谷ボランティア協会)

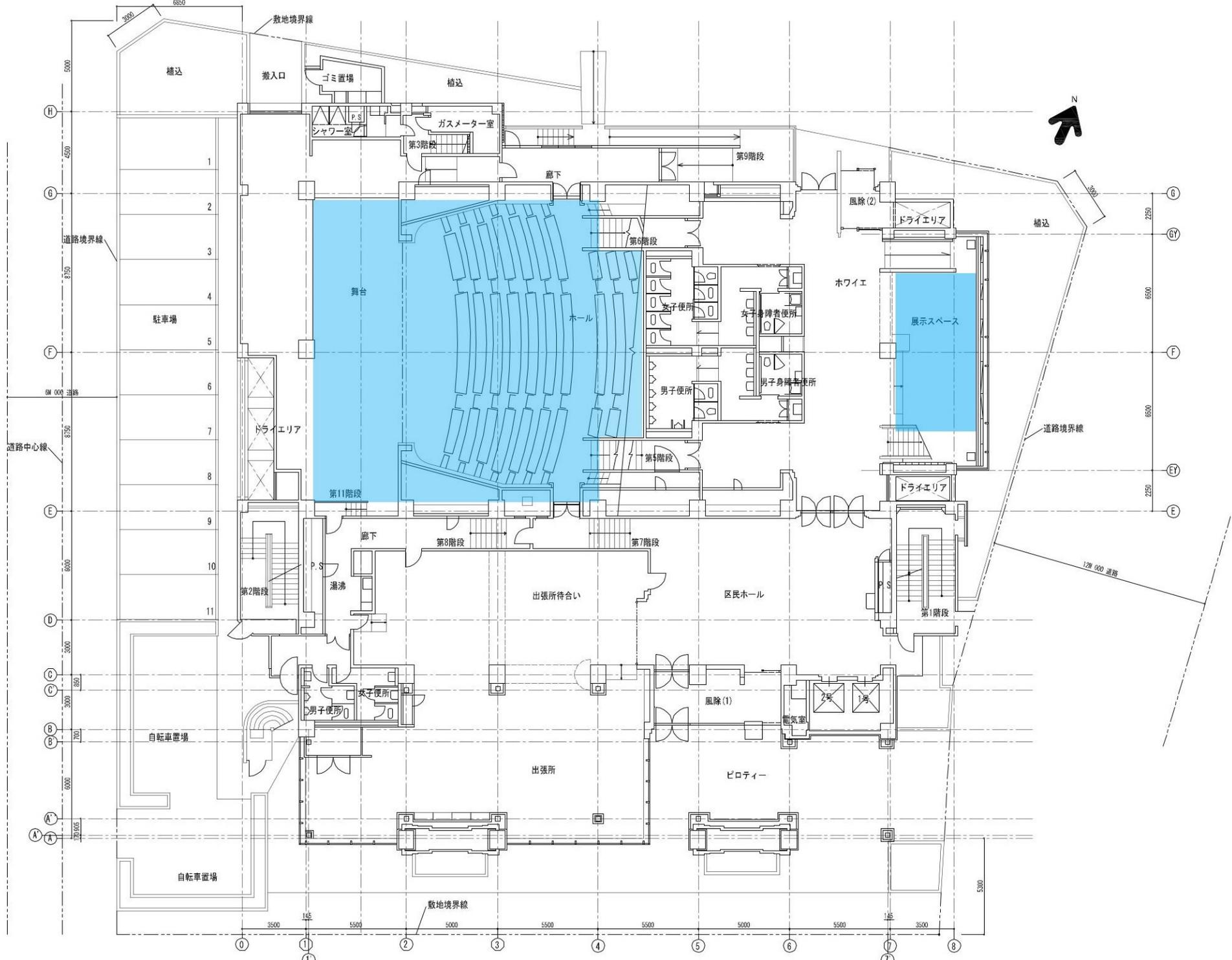
会場図



地下1階



# 1階



3階

